

第 77 回行政苦情救済推進会議議事概要

- 1 日 時：平成 21 年 3 月 24 日（火）14:00～16:00
- 2 場 所：中央合同庁舎第 2 号館 11 階 第 3 特別会議室

3 出席者

（メンバー）

座 長	堀 田	力
	秋 山	收
	大 森	彌
	加賀美	幸 子
	加 藤	陸 美
	小早川	光 郎
	谷	昇

（敬称略）

（総務省）

行政評価局長	関	有 一
大臣官房審議官	新 井	英 男
行政相談課長	讃 岐	建
行政相談業務室長	榎 本	泰 士

4 会議次第

（1）新規付議事案の審議

車いす利用者用駐車施設の適切な利用の確保

（2）既付議事案の審議

- ① 麻しんの予防接種に係る対象年齢の見直し
- ② 薬の処方せんの使用期間の見直し

5 議事

（堀田座長）

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、お手元の議事次第のとおり、新規付議事案 1 件、既付議事案 2 件に

ついて審議を進めてまいりたいと思います。

はじめに、「車いす利用者用駐車施設の適切な利用の確保」の事案について事務局から説明してください。

(1) 新規付議事案の審議

車いす利用者用駐車施設の適切な利用の確保

《室長から事案の概要を説明》

(事案の概要)

私は、車いすを使用している。自分で車を運転するが、公共施設やスーパーなどの障害者用の駐車スペースに健常者が駐車するケースがたびたびあり、駐車することができず大変困っている。

アメリカなどでは、健常者が障害者用の駐車スペースに駐車すると罰金が科せられると聞いている。

日本でも、障害者用の駐車スペースを本当に必要としている者のために、これが確保されるよう、国が何らかの対策を講じてほしい。

(堀田座長)

それではご審議いただきたいと思いますが、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

(秋山委員)

車いす利用者用駐車施設設置の義務付けについては、例えば、大手スーパー、パチンコ店なども対象となるのですか。

(室長)

不特定多数の者、お年寄りや障害者が来られる施設が対象ですので、大手スーパーやパチンコ店も義務付けの対象となります。

(秋山委員)

制度を作っても、実効を上げる措置を講じないということは、作らないより悪いことです。罰則や不利益処分、あるいは啓発では、あまり効果が期待できるとは思いません。罰則はそれを実行するための人員が必要となり、警察もそこまで手が回らないと思います。90人が守っても、10人が守らなければ、50台当たり1台程度の施設では、それによって改善するとは限らないと思います。

結局は、管理を強化するほかないと思います。佐賀県の例などは、緩い管理だと思いますが、もっと実効性を上げるためには、例えば、大手スーパーなどの駐車場のように入車して5分経過すると車止めが上がり、レジで証明を受けなければ車を出せないというやり方があります。これを、レジでお金を払ってということではなく、障害者手帳又は障害者用車両限定運転免許証等をレジで提示することによって、駐車スペースの車止めが解除される仕組みとするのも効果的かと思われます。

(小早川委員)

管理を強化するという事は、管理者の負担を増やすこととなります。それなりの手続を踏まなければ、車を出せないようにするのが一番強力と思われますが、それには財政的負担が必要となります。

佐賀県方式は、行政が発行する見やすい標章を使用することになっておりますが、標章があるかないかは、誰でも一見して分かります。それに加えて、管理者が違反者に対して、チラシを挟むというようなことをすれば、さらに効果的と思われます。しかし、それにはまた見回りの管理要員が必要となります。

管理の面で対応を強化するために何か行政的な助成が必要ではないでしょうか。バリアフリー新法上では、何か助成措置はとられているのでしょうか。

(室長)

管理面での助成措置については、現状では全くなされていないと聞いています。

(加藤委員)

ベースはマナーの徹底ではないかと思われます。国民の意識が疑われる問題だと思います。しかし、これにも限界がありますので、具体的な方法が大事だと思います。

道路交通法上の点数が引かれる仕組みにはなっているのですか。いつ警官が回ってくるかわからないという不安感により多少効果があると思いますが。

(室長)

それは全くありません。公道ではないスーパーの駐車場などを警官や駐車監視員が見回りすることは、なかなか難しいと思います。

(堀田座長)

そういう場所でも、道路交通法上違反行為として適用するというのも一つ

の意見です。

(加賀美委員)

実際に困っている人がいることをなんとかしないといけないと思います。罰則を設けることが手っ取り早い方法ではないでしょうか。

(大森委員)

この申出人は、アメリカなどの例を挙げていますが、実際に例示された3か国ではどのような効果が出ているのでしょうか。

また、罰金の管理は誰がやっているのでしょうか。お隣の韓国の例は調べられますか。

(室長)

韓国の場合は、「障害者・老人・妊産婦等の便益増進保障に関する法律」に、障害者用の駐車者施設への一般人の駐車禁止規定があり、これに違反しますと罰金が科されるようです。

韓国では、警察の管轄のようですが、日本では、公道外に駐車場がありますので、警察とリンクするのは難しいと思います。

また、アメリカやイギリスでは、公道上にも駐車スペースがあり、これらは道路と一体となって管理されています。

(大森委員)

韓国と同じような法律を作れば警察の管轄とすることができるのでしょうか。それと、罰則が適用されている諸外国ではどのように効果が上がっているのか、やはり調べる必要があると思います。

(秋山委員)

公共的な駐車場は道路交通法の適用とはならないのでしょうか。一般の交通の用に供されている場所は適用になると思いますが。

(室長)

スーパーの駐車場などは対象になっていません。

(秋山委員)

道路交通法上の駐車監視員制度を援用して、こうした違反にまで取締りの対象を広げることにはできないでしょうか。

(谷委員)

罰則を設けるという考え方には賛成ですが、現実的に1、2台しか障害者用の駐車スペースがないという状況では、制度ができて、今度は駐車場が不足し、新たな苦情を呼び起こすことになると思われます。

(室長)

2次的にはそういった問題が出てくると思いますが、まずは、障害者用の駐車スペースに一般の者が駐車しているという点を解決する必要があるのではないかと思います。

(堀田座長)

罰則・反則金の導入、車止めなど構造物の設置、佐賀方式の導入など、いくつかの段階があると思われますが、罰則・反則金の導入については、数が多いので立法でためらいというか、従来の役所のセクショナリズムからすると押し付け合いが起こる可能性があります。罰則・反則金を導入することの可能性、道路交通法適用とするときの体制、例えば、駐車監視員が見回り、違反駐車があれば連絡してもらおうなど、どういう形にするのか、罰則はどこが執行するのか、外国の例と合わせて調べてください。

(大森委員)

罰則を設けたところで執行できるのでしょうか。そこが一番のあい路だと思います。それなら、構造物を設けて自由に出入りできなくするのが一番効率がいいでしょう。そういった技術開発を国が進めて普及させるべきではないでしょうか。

(秋山委員)

構造物を設置するにしても、50台に1台ということなら経費もそんなにかからないものだと思います。そこを国が少し補助してやればよいのではないのでしょうか。

(小早川委員)

罰金にしても反則金にしても執行の問題があります。警察官や監視員の増員、見回り強化も必要となってくると思います。やはり、駐車場管理者が通報する仕組みを作るなど、管理者の協力が必要です。

駐車場は公道利用者が入って付随的に使用するものですので、道路交通法上の適用範囲を広げて取締りの対象とすることは、立法としておかしい話だとは

思いませんし、理論的にはありうる話だと思います。

もう1点、外国での公道上駐車の話がありましたが、日本でも障害者の駐車禁止除外制度があるわけで、駐車禁止スペースを公道上に設ければ、道路交通法のもとでの駐車禁止除外制度の適用となります。そのような方策の可能性もあるのではないのでしょうか。

(堀田座長)

それぞれについて、相手機関の理屈があれば、それを聞いて検討しましょう。

(2) 既付議事案の審議

① 麻しんの予防接種に係る対象年齢の見直し

《室長から事案の概要を説明》

(事案の概要)

私の息子が通う高校では、2年生のときに海外に修学旅行に行くが、麻しん(はしか)に対する免疫を有していない場合は、その前までに自費で予防接種を受けるよう高校から勧められた。

しかし、平成20年度から5年間は、これまでに麻しんの予防接種を2回接種している者又は麻しんに罹患したことのある者を除き、中学1年生及び高校3年生に相当する年齢の者は該当する年度内に予防接種を無料で受けられることになっている。

修学旅行のために高校2年生で予防接種を受ける場合も、無料で受けられるようにしてほしい。

(堀田座長)

それではご審議いただきたいと思いますが、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

(加藤委員)

予防接種は非常に有効な手段であるので、是非実施すべきと思います。対象を高校3年生としたのには、それほどの根拠はないはずです。中学生の場合は、言うことを聞くとおもいますが、高校生は部活動等で忙しいので、今の接種率からすると、高校生の場合は2年生と3年生の区別にこだわらずに両方を対象と

しておくという手があるのではないのでしょうか。仮に、そうしたところで、接種希望者が一気に押しかけるとは思えません。

(加賀美委員)

追加の対象を海外に修学旅行に行く高校2年生に限定することに不公平感があるという苦情はそんなにあるのですか。

(室長)

一部の自治体の方から意見として出ているものです。

(堀田座長)

苦情や不公平感というのは、そういう人も出てくるのではないかという仮定の話ではないかと思われまます。

(小早川委員)

不公平感については、何か誤解が生じているのではないのでしょうか。自分のためにサービスを受けるというのではなく、むしろ流行を防ぐ目的で全国民のために接種してくださいという制度ですので、追加の対象を海外に修学旅行に行く高校2年生に限定したところで何の不公平もないと思います。

(谷委員)

私も、なぜ反対する自治体があるのか不思議ですが、やはり海外に修学旅行に行く高校2年生だけでなく、高校2年生全体を対象とすべきと考えます。

(秋山委員)

そもそもは、海外に修学旅行に行く高校2年生をどうするかということから始まり、それを2年生全体に広げるということになりましたが、その方向に行くと、問題の解決に対し、反対の方向に行くと思います。

予防接種は麻しんの流行を防ぐための制度であり、個別の利益をねらった制度ではありません。

しかし、予防接種には個人としても麻しんにかからないというメリットがありますので、他の高校2年生が、無料になるまで1年間接種を待つことに若干の不公平感があることも理解できると思いますが、麻しんの海外輸出を防ぐことも重要な目的であることに鑑みると、社会正義に反するものではなく、許容すべき不公平感であるのではないのでしょうか。

(大森委員)

こちらの意見は、日本が国際社会に迷惑をかけていることに対応しないといけないことという言い方でしたが、厚生労働省の意見は、この点に答えていないと思います。

(堀田座長)

海外に修学旅行に行く高校2年生が推奨されて接種すれば、3年生では接種する必要はなくなります。ワクチンは3年生で使う分を2年生で使うだけであり、3年生になれば当然無料になるものを1年早めただけの話です。最初の1年だけの問題で、なぜこんなに大騒ぎになるのかよく分かりません。本人にとっても国にとっても利益になるのですから受けてもらった方がいいではありませんか。財政的な問題やワクチンの不足の問題も生じないはずです。

(室長)

予防接種に関する検討会において、相当議論されて今の制度ができたようです。

(大森委員)

予防接種に関する検討会の中で、海外への修学旅行に関しては議論されなかったのですか。

(室長)

この点についての言及も少しあったようですが、あまり大きな議論にはならなかったようです。

(小早川委員)

政令に、ただし書きとして一部加えれば済む話ではないでしょうか。

海外への修学旅行というチャンスを利用した方が、接種率は上がるのではないかと思います。

(加藤委員)

接種率を向上させることが大きな目的ですので、これに貢献する方向でのあつせんならよいのではないのでしょうか。

(堀田座長)

では、原則高校3年生として、海外に修学旅行に行く高校2年生の場合には、

その分についてしっかり接種させるという方向でまとめてください。

(2) 既付議事案の審議

② 薬の処方せんの使用期間の見直し

《室長から事案の概要を説明》

(事案の概要)

先日の金曜日に病院から処方せんをもらった。処方せんには、発行日を含めて4日以内に薬局に提出するよう記載されていたが、当日は用事があって薬局に出向くことができなかつたため、4日目に当たる月曜日に薬局に行ったところ、祝日のため営業していなかつた。

このため、病院に電話をし、処方せんの使用期間に日曜祝日の休日は除かれるのか確認したところ、法令で休日を含めて4日以内と定められており、除かれないとのことであった。また、使用期間を過ぎている場合には、有料で処方せんの再発行が必要になるとのことであった。

処方せんの使用期間の4日間は、その期間内に連休を含む場合などには、薬局に行く時間が極めて限定され不便であるので、休日については使用期間から除くなど、処方せんの有効期間を延長するよう改善してほしい。

(堀田座長)

それでは、ご議論いただきたいと思います。ご質問・ご意見があればお願いいたします。

(小早川委員)

処方薬の安全性や有効性については、医療関係者と利用者の側で認識のずれがあると思います。利用者は、処方薬を一般の市販薬と同様に考えているのではないのでしょうか。

(加藤委員)

使用期間を延長する場合に医師の判断が不可欠ということなら、使用期間を延長する方向で規則を見直すということは、どうしようもないのではないのでしょうか。しかし、使用期間については、昭和32年に規定して現在まで変更して

いないということです。32年当時と比べ現在では、休日の数もずいぶん増えており、こういった社会情勢に対応できるよう、延長措置を認めてほしいと言いたいところですが、これを適当にやるわけにはいかないと考えられますので、使用期間についての周知方法の改善といった方向で物を言うしかないと思います。

(大森委員)

実際には、処方せんを発行する医師が使用期間は4日間であることを一言患者に対して周知すれば、これが一番効果的ではないでしょうか。これをあつせんの中に盛り込むことはできないでしょうか。

(加藤委員)

使用期間の延長が必要かどうかについても、主治医の裁量にゆだねることが一番合理的です。

(秋山委員)

どういう手立てで、主治医から周知してもらおうようにするかが問題です。医師会に対してこれを言えるのでしょうか。

(加藤委員)

手立てについては、厚生労働省に考えてもらうしかないでしょう。

(大森委員)

処方せんの様式は統一されているのですか。

(室長)

様式は規則で定められています。任意で記載事項を大きくしている場合もありますが、基本はA5判です。

(秋山委員)

使用期間の欄は、4日間の場合は何も記載されないのですか。

(室長)

記載されません。注意書きにあるように、交付年月日から数えて4日目が使用期限となりますので、処方せんを受け取った者が、期限がいつまでか覚えておく必要があります。

(秋山委員)

それはちょっと不親切ではないでしょうか。

(小早川委員)

処方せんの記載事項のうち、患者にとって重要なのは使用期間の部分でしょうから、少し字を大きくするなどにより、いかに分かりやすくするか、患者に気付かせるための工夫は必要だと思います。

(堀田座長)

様式の使用期間を記入する欄は、文字が小さく、高齢者でなくても見落としやすいので、これを見直して患者に気付きやすくすれば、延長が必要か否かの判断について、医師も気付きやすくなると思います。

(加賀美委員)

使用期間を延長してほしい場合は、診察の際に医師に申し出る必要があります。

(小早川委員)

処方せんの使用期間を延長する場合には、処方せんを作成してもらう際に事前に医師に申し出る必要がありますので、そうしたことができるということを診察室に入る前に患者に伝わるような周知の仕方も検討すべきと考えます。

(堀田座長)

処方せんの様式の使用期間の記入欄について、患者に分かりやすくするための工夫、使用期間の延長を必要とする場合に診察の際に医師に相談できるよう、例えば、待合室で大きな字で延長が必要な場合は申し出てもらおうよう掲示して周知するなど、事前の周知方法についても検討してもらいたいと思います。

このような方向でまとめてください。

以 上